

山口県告示第四百四十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の二第二項第二号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示（平成三十年山口県告示第百三十五号）に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、令和四年三月二十九日限り消滅した。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

下関市西部加入区

山口県告示第四百四十五号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条の三第一項の規定により、次の海岸について高潮浸水想定区域を指定した。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 海岸の名称

山口南沿岸

二 指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部河川課、岩国土木建築事務所、柳井土木建築事務所、周南土木建築事務所、防府土木建築事務所、宇部土木建築事務所及び下関土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。）



（八七） 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る特定役務の名称及び数量

ネットワークパソコン用ソフトウェアライセンス 一式

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和四年三月三十一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社大塚商会 東京都千代田区飯田橋二丁目一八番四号

六 契約金額

二億三千七百六十七万二千二百八十円

七 随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

（八八） 県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年五月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営岩国北部地区中山間地域総合整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年五月二十五日から同年六月十三日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課